

令和 7 年度現任介護職員資格取得支援事業助成金交付実施要綱

7 財人養第 1 1 号

令和 7 年 4 月 1 日

改正 7 財人養第 1 4 7 1 号

令和 7 年 8 月 2 6 日

第 1 条 目的

この助成金は、東京都内に所在する別表に定める介護サービスを提供する民間の事業所等（以下「事業所」という。）に対し、当該事業所の介護職員が介護福祉士国家資格を取得できるように支援することにより、介護サービスを担う人材の育成及び質の高い介護サービスの安定した供給に資することを目的とする。

第 2 条 実施主体

公益財団法人東京都福祉保健財団（以下「財団」という。）

第 3 条 助成金交付対象事業内容

財団が助成金を交付し支援する事業名を「現任介護職員資格取得支援事業」とし、次に定める対象法人に対し交付する。

1 対象事業所	2 対象法人	3 事業内容
東京都内に所在する別表に定める介護サービスを提供する事業所とする。 ただし、国又は地方公共団体が設置する施設（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により指定管理者が管理するものを含む。）は除く。	1 に定める事業所を運営する法人とする。 ただし、助成申請日時点において、社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）、老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）又はこれらの法律に基づく命令に違反する事実がある法人を除く。	2 に定める対象法人が、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までに、1 に定める事業所に配置している職員の介護福祉士国家資格取得を支援する場合に、支援に係る経費の一部を当該法人に対して助成する。 ただし 1 法人につき 1 0 名を上限とし、第 3 8 回（令和 7 年度）介護福祉士国家試験を受験する職員が、受験料の支払いを済ませた場合に限る。

第4条 助成金交付基準

次に掲げる表の1の助成対象経費に対し、2の助成基準及び3の助成率により助成する。

なお、助成金は、2の助成基準と1の助成対象経費の実支出額（寄付金等控除）を比較して、少ない方の額に3の助成率を乗じて得た額（千円未満は切捨て）とする。

1 助成対象経費	2 助成基準	3 助成率
(1) 対象法人が支出した、職員の介護福祉士国家試験の受験料 (2) 対象法人が支出した、職員の介護福祉士実務者研修の受講料及び実技試験免除に関わる介護技術講習の受講料 ただし、不合格の場合を除く。 (3) 対象法人が支出した、職員の介護福祉士国家資格取得に係る諸経費（図書代、受験対策講座受講料、講師謝礼等） ただし、不合格の場合を除く。	(1) 介護福祉士国家資格試験を受験する職員1名につき10万円が上限 (2) 1法人につき10名まで (3) 不合格の場合（パート合格者含む）は、介護福祉士国家試験受験料のみ	助成基準(1)及び(3)について、対象法人が支出した金額の1/2

第5条 助成金の交付申請

助成金の交付を受けようとする対象法人は、財団が定める期間内に「令和7年度現任介護職員資格取得支援事業助成金交付申請書」（別記様式第1号）及び関係書類（別記様式第1号－2（対象者別）、第1号－3（対象者別））により申請するものとする。

第6条 助成金交付予定額の決定

財団は、前条の交付申請を受けたときは、各申請書類を審査し、東京都（以下「都」という。）に報告の上、助成金交付対象者及び助成金交付予定額を決定し、申請法人に通知するものとする。

また、適正な交付を行うため、必要があるときは、交付申請に係る事項につき修正を加えて、助成金の交付予定額を決定することができるものとする。

なお、助成金交付予算額を超えて申請があった場合は、別に定める基準により決定する。

第7条 助成金の交付請求書及び実績報告書の提出

前条により助成金交付予定額の決定を受けた対象法人は、対象者への支援の有無に関わらず「令和7年度現任介護職員資格取得支援事業助成金請求書兼実績報告書」（別記様式第2号）をもれなく記入・押印し提出しなければならない。その際、助成金の交付を受けようとする対象法人は、関係書類（別記様式第2号－2、第2号－3）と共に、助成対象経費を支払ったことを証する書類及び事業実施を証明する必要書類等を添付のうえ、財団が定める期間内に請求するものとする。

なお、対象事業実施に係る助成対象経費の支払いを証明する書類は、原則として令和7年4月1日から令和8年3月31日までの日付が記載されていなければならない。

第8条 助成金の交付時期

この助成金は、対象法人において助成対象事業が完了後、前条の対象法人の請求に基づき、第6条で通知した助成金交付予定額の範囲内で交付する。

第9条 助成金の交付条件

この助成金は、次の条件を付して交付する。

（1）事情変更による決定の取消し等

交付決定後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

（2）事業内容の変更

交付決定後は、原則として変更することができない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

（3）事故報告等

対象法人は、事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び状況について、速やかに財団に報告しなければならない。

また、財団は、交付の決定を受けた者に対し必要と認めるときは、助成事業の遂行及び助成金の執行状況について報告を求めることができる。

（4）助成金の額の確定等

財団は、第7条の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る助成事業の成果がこの助成金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、対象法人に通知する。

（5）是正のための措置

財団は、（4）の規定による調査等の結果、助成事業の成果がこの交付決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、対象法人に対し、当該助成事業につき、これらを適合させるための処置をとることを命ずることができる。

(6) 決定の取消し

ア 財団は、対象法人が次のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の全部又は一部を取り消す。

(ア) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(イ) 助成金を他の用途に使用したとき。

(ウ) その他この交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

(エ) 対象法人の代表者、役員又は従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいる対象法人。

イ アの規定は、(4)の規定により交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(7) 助成金の返還

財団は、(6)の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しにかかる部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(8) 違約加算金

ア 対象法人は、(6)の規定によりこの交付決定の全部又は一部を取り消され、助成金の返還を命じられたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ アにより違約加算金を計算する際の1か年の日数は、閏年に係らず365日とする。

ウ アにより違約加算金を納付しなければならない場合において、当該助成対象法人の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(9) 延滞金

ア 対象法人は、助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ (8)のイ及びウの規定は延滞金に準用する。

(10) 対象法人に備える書類等

この助成金の交付を受ける対象法人は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、これを事業完了後5年間保管しなければならない。

(1 1) 他の交付金との重複の禁止

この交付金に係る助成金の交付と対象経費を重複して、他の地方公共団体及び民間団体等から交付金の交付を受けてはならない。

(1 2) 消費税等に係る税額控除の申告

助成金交付後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合（仕入税額控除が 0 円の場合を含む。）は、報告しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 2 6 日から適用する。

別 表

介護サービスの種類	コード
・訪問介護	A
・（介護予防）訪問入浴介護	B
・通所介護	C
・（介護予防）短期入所生活介護	D
・（介護予防）短期入所療養介護	E
・（介護予防）通所リハビリテーション	F
・（介護予防）特定施設入居者生活介護	G
・夜間対応型訪問介護	H
・（介護予防）小規模多機能型居宅介護	I
・（介護予防）認知症対応型共同生活介護	J
・（介護予防）認知症対応型通所介護	K
・地域密着型通所介護	L
・地域密着型特定施設入居者生活介護	M
・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	N
・介護老人福祉施設	O
・介護老人保健施設	P
・介護医療院	Q
・看護小規模多機能型居宅介護	R
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	S

※介護保険法（平成9年法律第123号）第72条の2の規定による共生型サービスは除く。

※国又は地方公共団体が設置する施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者が管理するものを含む。）は除く。

予算超過時の取扱いについて

本事業は、予算の範囲内で助成するものであることから、予算を超える申請があった場合は、東京都と財団による協議により、次に掲げる優先基準（以下「優先基準」という。）により、施設種別毎の上位の施設に対する支援を順に採択することとする。

（１）令和７年７月１日時点において、勤務する現任介護職員数（常勤及び非常勤の職員数）が多い事業所

※非常勤の職員数を常勤換算せず、令和７年７月１日時点の在籍職員数をそのまま適用。
なお、同一の職員が複数の事業所に所属する場合は、勤務日数が多い方の事業所に算入する。

例１：A法人のB事業所に以下の職員が在籍している場合（令和７年７月１日時点）
①常勤職員１０名、②非常勤職員（週３日勤務）２名、③非常勤職員（週１日勤務）３名
⇒算出方法：①＋②＋③＝１５名

例２：C法人のD事業所とE事業所に、同一の職員が勤務している場合（令和７年７月１日時点）
⇒D事業所：週３日勤務、E事業所：週２日勤務の場合は、勤務日数が多いD事業所の人数に算入する。

（２）上記（１）の現任介護職員数（常勤及び非常勤の職員数）のうち、第３８回（令和７年度）介護福祉士国家試験の受験資格を有する現任介護職員数（常勤及び非常勤の職員数）が多い事業所

例：上記(１)の例１で、A法人のB事業所に在籍する現任介護職員数のうち、第３８回（令和７年度）介護福祉士国家試験の受験資格を有する人数が以下の場合
①常勤職員４名、②非常勤職員（週３日勤務）１名、③非常勤職員（週１日勤務）１名
⇒算出方法：①＋②＋③＝６名

優先基準に係る項目については、「別記様式第１号－２（対象者別）」への記載事項により確認するものとする。

なお、当該記載が虚偽であると認められるときは、当該法人には助成は行わず、助成金交付後にあっては、不正の手段による交付を受けたものとして取り扱うものとする。